

令和元年7月9日  
国土交通省中部地方整備局  
木曽川下流河川事務所

## 木曽川下流河川事務所管内の河道内樹木の採取申請者を公募します！

～河川法第25条を適用した公募型樹木採取の試行～

### 1. 概要

木曽川下流河川事務所管内の河川内に多く繁茂している樹木は、放置すると樹林化が進行し、治水上あるいは管理上の問題があることから、対策として順次伐採作業を行っております。伐採した樹木の処分には相当の費用を要することから、コスト縮減及び資源の有効活用を図る試みとして、樹木の採取を希望する事業者(企業・団体)を公募する取り組みを試行いたします。

公募に関しては、公募文をご覧ください。応募いただいた事業者については当事務所にて審査及び選定を行い、選定された事業者には引き続き河川法第25条に基づく採取許可手続をおこなっていただきます。

2. 公募期間 令和元年7月9日(火)～令和元年7月31日(水)

3. 採取時期 審査・決定・手続き完了後～令和2年3月27日(金)

4. 採取場所 ①揖斐川 右岸河川敷(河口からの距離 21.0k～23.8k 付近)  
②揖斐川 右岸河川敷(河口からの距離 11.5k～16.2k 付近)  
多度川 左岸河川敷(揖斐川合流点からの距離 1.4k～1.6k 付近)  
③揖斐川 左岸河川敷(河口からの距離 20.2k～23.8k 付近)  
④揖斐川 左岸河川敷(河口からの距離 25.6k～26.4k 付近)  
⑤木曽川 左岸河川敷(河口からの距離 14.8k～22.6k 付近)

5. 解 禁 指定なし

6. 配布先 津島市政記者クラブ、桑名市政記者クラブ、大垣市政記者クラブ

7. 問合せ先 木曽川下流河川事務所 管理課 維持係  
〒511-0002 三重県桑名市大字福島 465  
TEL:0594-24-5717 FAX:0594-24-5725  
事務所HP:<http://www.cbr.mlit.go.jp/kisokaryu/index.html>

# 公 募

木曾川下流河川事務所管内の  
河道内樹木の採取申請者を公募します。  
～河川法第 2 5 条を適用した公募型樹木採取の試行～

## 1. 目的

木曾川下流河川事務所管内の河道内には多くの樹木が繁茂しており、これら樹木を放置すると樹林化が進行し、洪水の流れの妨げとなることや、局所的に流速を速め、堤防や護岸などの河川管理施設に損傷等を与える可能性があるなど、治水上の問題があります。さらに、河道内の樹林化により、河川巡視に支障をきたしたりゴミ等が不法投棄を招く等、維持管理や環境上の問題もあります。

このため、国土交通省 木曾川下流河川事務所では、これらの対策として順次河道内の樹木の伐採作業を行っております。

しかしながら伐採した樹木の処分には相当の費用を要することから、治水上等の問題を解消しつつ、コスト縮減と木材資源の有効活用を図るため、河道内の樹木を採取することを希望する事業者（企業・団体）を公募し、河川法第 2 5 条の採取の許可による河道内の樹木伐採の取り組みを試行いたします。

## 2. 募集概要

### (1) 応募から採取までの流れ

- ① 木曾川下流河川事務所管内の樹木を採取することを希望する者は、「5. 応募方法」に従い応募書類を提出してください。
- ② 「4. 採取申請者の選定方法」により、応募書類を審査し、採取申請者を選定します。
- ③ 選定結果は応募者へ通知するとともに、木曾川下流河川事務所のホームページ（URLは別記）に掲載します。
- ④ 選定された採取申請者は、河道内の樹木を採取するため、河川法第 2 5 条に基づく許可申請手続きを行っていただきます。許可申請手続きの方法については、選定通知後の打合せにて個別に説明します。
- ⑤ 河川法第 2 5 条の許可書を発行後、運搬作業等の着手が可能となります。

### (2) 募集期間

令和元年 7 月 9 日（火） ～ 令和元年 7 月 3 1 日（水）

※応募書類は郵送により令和元年 7 月 3 1 日（水）必着

(3) 樹木の採取場所（変更となる場合があります）

①揖斐川 右岸河川敷（河口からの距離21.0k～23.8k付近）

②揖斐川 右岸河川敷（河口からの距離11.5k～16.2k付近）

多度川 左岸河川敷（揖斐川合流点からの距離1.4k～1.6k付近）

③揖斐川 左岸河川敷（河口からの距離20.2k～23.8k付近）

④揖斐川 左岸河川敷（河口からの距離25.6k～26.4k付近）

⑤木曾川 左岸河川敷（河口からの距離14.8k～22.6k付近）

※工事の進捗により、すでに採取を行い、引き渡し場所にある場合があります。

樹木の引き渡し予定場所（変更となる場合があります。）

樹木の採取場所①で伐採した樹木

揖斐川 右岸川裏（河口からの距離23.2k付近）

樹木の採取場所②で伐採した樹木

多度川 右岸川裏（揖斐川合流点からの距離1.1k付近）

樹木の採取場所③で伐採した樹木

揖斐川 左岸川裏（河口からの距離22.6k付近）

樹木の採取場所④で伐採した樹木

揖斐川 左岸河川敷（河口からの距離25.6k～26.4k付近）

伐採箇所毎に河川敷に仮置き

樹木の採取場所⑤で伐採した樹木

木曾川 左岸河川敷（河口からの距離14.8k～22.6k付近）

伐採箇所毎に河川敷に仮置き

※以上の内1箇所あるいは複数箇所を応募できます。

※より詳細な場所については別添資料を参照してください。

※添付資料に示す範囲については、伐採予定範囲を示します。

また、公募面積については、伐採予定範囲内の伐採予定面積となり、発生量については過去実績による推定量となりますので、現地状況によっては数量が大きく変更となる場合があります。

※工事の進捗等により、採取業者決定後においても中止する場合があります。

(4) 樹木の採取期間（予定）

審査・決定・手続き完了後 ～ 令和2年3月27日（金）

土日祝日を除く平日の8時30分から16時30分

※関係機関等（道路管理者、警察、地元住民他）との調整により変更となる場合があります。

※工事の進捗等により工期の変更が生じた場合は、河川管理者と採取申請者が協議のうえ、採取申請者は河川法第25条に基づく許可の変更申請を行っていただくこととなります。

※河川管理上の支障が生じる恐れがある場合には、河川管理者の指示により、採取期間中であっても採取を停止又は延期する場合があります。

※期間については予定であり、工事の進捗等により、後日変更となる場合があります。

#### (5) 樹木の種類

主に広葉樹（ヤナギ等）

- 1 樹径 約10cm以上を想定（枝等を含みます）
- 2 根株を除くすべて（枝葉、幹）
- 3 根株を含むすべて（枝葉、幹 根株）

（根株については、当方にて可能な限り土砂を取り除きます。）

上記1～3を5. 応募方法（1）応募書類【基本事項】2. 樹木採取希望場所番号に続き、上記1～3を記入してください。「3」「2」「1」の順に選定していただいた採取申請者を優先とさせていただきます。

#### (6) 採取の条件

樹木の採取（引き渡し）を行う上での諸条件については以下のとおりです。採取作業における注意事項については必ず履行してください。

1. 採取申請者は採取（引き渡し）場所にある樹木の運搬車両への積み込み、現場外への搬出を実施してください。
2. 伐採した樹木を河川管理者が「（7）関連工事」にて1本当たり長さ4m程度に切断いたします。（長さについては採取済みの樹木を除き、選定業者との打合せにより決定します。）
3. 採取（引き渡し）した樹木を採取（引き渡し）場所毎に数量（m<sup>3</sup>又はt）を計測し、伝票等資料を添えた集計表、状況写真（着工前、施工中及び完了後）を完了時に提出してください。採取申請者は、採取する樹木の質の如何を問わず決定した採取（引き渡し）場所からの全量採取とする。また、搬出完了時の清掃等を行うものとします。
4. 採取（引き渡し）が完了したのち、現地において木曽川下流河川事務所職員による履行確認を行います。その際は採取申請者も立ち会うものとします。
5. 積み込み、運搬時等においては事故の発生、第三者被害及び損害の防止に努めてください。万が一事故等が発生した際は、木曽川下流河川事務所に速やかに報告するとともに、全ての責任は採取申請者に負っていただきます。事故の内容によっては採取許可（河川法25条）を取り消す場合もあります。
6. 採取（引き渡し）にあたり、河川管理施設等を損傷した場合には、木曽川下流河川事務所に速やかに報告するとともに、当該原因者に復旧を求めるものとします。また、河川管理者にて復旧を行う場合は、当該原因者に費用負担を求めるものとします。
7. 河川管理者の指示があった場合には無償で採取を停止するものとします。
8. 採取した樹木の搬出にあたり、道路の通行に必要となる関係機関（道路管理者・警察署）との手続きについては、採取申請者が行うものとします。
9. 採取（引き渡し）場所においては使用機材等の整理整頓、盗難防止に努めてください。
10. 今後の参考資料とするため、採取実施後にアンケートに回答してください。

#### (7) 関連工事

- ①、② 「平成30年度 桑名・南濃出張所管内樹木伐開工事」
- ③、④ 「平成30年度 長島・海津出張所管内樹木伐開工事」
- ⑤ 「平成30年度 弥富出張所管内樹木伐開工事」

※関連工事とは。国土交通省が発注をしている工事です。樹木の伐採、根株除去等を実施します。樹木の採取（引き渡し）においては工事の工程等との調整が必要になります。

#### (8) 採取申請者の選定結果の通知

1. 採取申請者の選定結果は応募者に通知します。通知の時期は8月下旬を予定しています。

2. 選定結果については以下URLのホームページに掲載する予定です。

木曾川下流河川事務所HP：<http://www.cbr.mlit.go.jp/kisokaryu/index.html>

#### 3. 公募に参加する者に必要な資格及び条件等

イ 過去3年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者でないこと。

ロ 公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和22年 勅令第165号）第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者でないこと。

ハ 公募期間中において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

ニ 直近1年間の税を滞納している者でないこと。

ホ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

ヘ その他、木曾川下流河川事務所長が参加不相当と判断されない者

#### 4. 採取申請者の選定方法

応募書類の「【採取計画に関する事項】」について採取計画・実施工程の具体性、安全対策等を評価して、「2.（3）樹木の採取場所」1箇所につき1者を選定いたします。

選定を行うにあたり、必要な情報収集、履行の確実性の評価等のために、必要に応じて応募者にヒアリング等を実施する場合があります。

審査の結果、複数の応募者間で明確な差がないと判断された場合には、該当する応募者の中から抽選により選定するものとします。

応募者が少数の場合で複数箇所を希望する者がいる場合は、同一の者が複数箇所について選定される場合もあります。

#### 5. 応募方法

##### (1) 応募書類

河道内樹木の採取（引き渡し）を希望する者は、以下に記載する事項を示した「応募書類」及び「作業計画書（案）」を作成し、以下の送付先へ郵送にて提出してください。

応募書類及び作業計画書の作成にあたっては、別紙応募様式、作業計画書様式（案）又は任意様式にて必要事項を記載し、添付を要する資料等を同封してください。なお、記載内容及び添付資料に不備がありますと非選定となる場合がありますので、ご注意ください。

#### 【基本事項】

1. 応募者の氏名（法人の場合は法人名及び代表者名）、住所、連絡担当者名及び連絡先（電話・FAX番号）

※住所及び連絡先は、応募書類の内容について確認する場合や、選定結果通知及び当選後の連絡にのみ使用する。

2. 樹木採取希望場所

#### 【採取計画に関する事項】

1. 採取の目的及び使途、流通先
  - ・使途（例：製紙材料となるチップ、バイオマス燃料、農業用堆肥等）
  - ・流通先（具体的に記載）
2. 現地状況の確認
  - ・現地状況確認の有無
3. 採取に関する計画
  - ・作業予定期間
  - ・作業実施責任者氏名及び保有資格
  - ・運搬方法、運搬車両の走行ルート
  - ・採取場所における安全管理方法

4. その他

・採取した原木の製品等への加工もしくは利用についての実績

※1～2は別紙「応募様式」、3は別紙「作業計画書（案）」を参照下さい。

※4は事業パンフレット等があれば添付して下さい。

#### （2）応募書類の送付先

〒511-0002 三重県桑名市大字福島465

国土交通省中部地方整備局 木曾川下流河川事務所

管理課 維持係 宛

#### （3）応募書類の提出期限

令和元年7月31日（水）必着

## 6. 留意事項

### (1) 河川法申請について

河川内樹木の採取は河川法第25条の許可を要する行為であるため、選定された採取申請者は、河川法申請を行っていただきます。

なお、作業計画書(案)は、申請書類の一部として活用することを予定していません。

### (2) 伐採樹木の扱いについて

この採取(又は伐採)による木材は、河川法第25条を受けて行うものであり、一般木質バイオマスとなります。

河道内樹木を伐採して廃棄物として処理する場合は一般廃棄物として扱われることが多く、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、「廃掃法」という。)」に基づく適正な対応が求められますが、今回の試行においては河道内樹木を河川産出物として扱うため、伐採樹木の搬出にあたって、廃掃法の収集運搬許可や搬出先施設の廃棄物処理施設許可は要しません。

河道内樹木の伐採により生じた枝葉・幹等を産業廃棄物として処分する場合は廃掃法に基づき適正に対処してください。

### (3) 樹木の採取に係る費用について

採取作業に要する費用については、採取申請者として選定された者が負担するものとします。

### (4) 採取料について

河川法第32条の規定により、都道府県知事は同法第25条の許可を受けた者から河川産出物採取料を徴収することができますが、今回の河川内樹木伐採においては、採取料は発生しないことが愛知県、岐阜県、三重県の河川管理担当課と確認されています。

### (5) 次回の公募について

今回の公募は試行的な取り組みであり、今後継続的に実施するものではありません。ただし、今回の試行結果及び河道内樹木の繁茂状況等を勘案し、同様の取り組みを実施する場合があります。

## 7. 問い合わせ先

国土交通省 中部地方整備局 木曾川下流河川事務所 管理課 維持係

TEL:0594-24-5717 FAX:0594-24-5725

受付時間:平日の10時から16時まで

※問い合わせは電話・FAXにて受付いたします。FAXの場合は折り返しの連絡先(電話番号またはFAX番号)を必ず記載いただくようお願いいたします。

(参考) 関係法令

予算決算及び会計令

第70条（一般競争に参加させることができない者）

契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第29条の3第1項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者

第71条（一般競争に参加させないことができる者）

契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
  - 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
  - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
  - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
  - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
  - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
  - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

河川法

第25条（土石等の採取の許可）

河川区域内の土地において土石（砂を含む。以下同じ。）を採取しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川区域内の土地において土石以外の河川の産出物で政令で指定したものを採取しようとする者も、同様とする。

第32条（流水占用料等の徴収等）

都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する河川について第23条、第24条若しくは第25条の許可又は第23条の2の登録を受けた者から、流水占用料、土地占用料、土石採取料その他の河川産出物採取料を徴収することができる。



中部地方整備局  
木曾川下流河川事務所長 殿

応募者  
住所 〒  
会社名等  
氏名  
印

令和元年7月9日付で公募された、河川敷地内の樹木採取について応募します。

記

1. 樹木採取希望場所

※採取箇所が複数箇所ある場合は第1希望から順に記載して下さい。

記入例

②〇〇川 右岸河川敷 (河口からの距離〇.〇k~〇.〇k) 1  
④〇〇川 左岸河川敷 (河口からの距離〇.〇k~〇.〇k) 3

2. 伐採木の使用目的及び使途、流通先

3. 現地の確認状況

以下の項目で該当箇所にチェックを記載

- 現地確認済み  
 現地未確認

4. 応募者の連絡先

住所 :  
連絡担当者 :  
電話番号 (携帯可) :  
f a x :  
メールアドレス :

5. 採取の期間

作業予定期間 : 月 日 ~ 月 日 (のうち 日間) を予定

6. 採取の方法

【別紙 伐採作業計画書（案）】どおり

7. 参加資格の合致状況 ※該当する項目の□全てにレ点を記入願います。

過去3年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者ではない。

公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和22年 勅令第165号）第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者ではない。

公募期間中において、会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者ではない。

直近1年間の税を滞納している者ではない。

警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではない。

木曾川下流河川事務所長 殿

伐採者 (住所)  
(氏名)  
(電話番号)

## 伐採作業計画書 (案)

次のとおり作業を実施します。

### 【作業予定期間】

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (のうち 日間)  
(作業時間) : ~ :

### 【作業者】

作業実施責任者 : (氏名)  
(会社における役職)  
(保有資格)

### 【種類】

採取を希望する河川産出物の種類 : 樹木

### 【採取の方法】 1~2については該当箇所にチェックを記載

- 3 については具体的に記載  
4 については資料を添付

- 積込方法  重機により積込を行う。  
 グラップル付トラックにより積み込みを行う。  
 その他の方法により積込を行う。(積込方法 : )
- 運搬方法  伐採材は、軽トラックにより日々搬出する。  
 伐採材は、( t )トラックにより日々搬出する。  
 その他の方法 ( )
- 採取 (引き渡し) 場所における安全管理方法 (具体的に記載)
  - ・例) 出入口の施錠を行う。
  - ・例) 引渡場所の外周をトラロープにて囲う。など
  - ・
  - ・
  - ・
  - ・
- 運搬車両の走行ルート : 添付

< 遵守する事項 >

【安全対策等】

- (作業時服装) ・作業時はヘルメット、安全チョッキを着用し、作業に適した服装で行う。
- (大雨・強風) ・天気予報等を確認し、大雨注意報、強風注意報が発令された時は作業を中止する。
- (資機材管理) ・作業用器具は日々持ち帰り、現地に放置しない。
  - ・建設機械等を使用する場合は、有資格者による作業を行うと共に作業終了時には施錠等を行い盗難防止に努めるものとする。
- (隣接者調整) ・他の作業車の支障とならないよう搬出通路にはトラックは駐車しない。
  - ・積込する際は、周辺の作業者に声がけし、自分の存在を知らせる。
  - ・積込する際は、他の作業車、作業車両と離隔を十分に取って作業を行う。
- (有事対応) ・ケガや事故発生時にはすぐに連絡できるよう携帯電話を携行するとともに、家族と連絡が取れる体制を確保する。
  - ・消防署、警察、病院、出張所の電話番号は携帯電話に登録しておく。  
(申請者以外の現場作業者にも登録して貰う)
  - ・事故（ケガを含む）発生時には出張所に必ず連絡する。
- (法令遵守) ・発生材を運搬する際は、交通法規を遵守する。（差し枠、はみ出し禁止）
- (坂路監理) ・通常時閉鎖されている坂路を利用する場合は、鍵を放置せず、解放した状態で作業を行わない。
- (その他) ・夏場に作業する際は、熱中症対策として、こまめに水分、塩分、休憩を取り、無理して作業は行わない。
  - ・健康状態が万全で無い場合は、無理して作業をしない。（二日酔いも含む）作業箇所周辺には人がいるかを注意して作業を行い、常に清潔に保ち不慮の事故が起こらないようにする。
  - ・選定された場合には、許可の条件に基づき作業を行う。

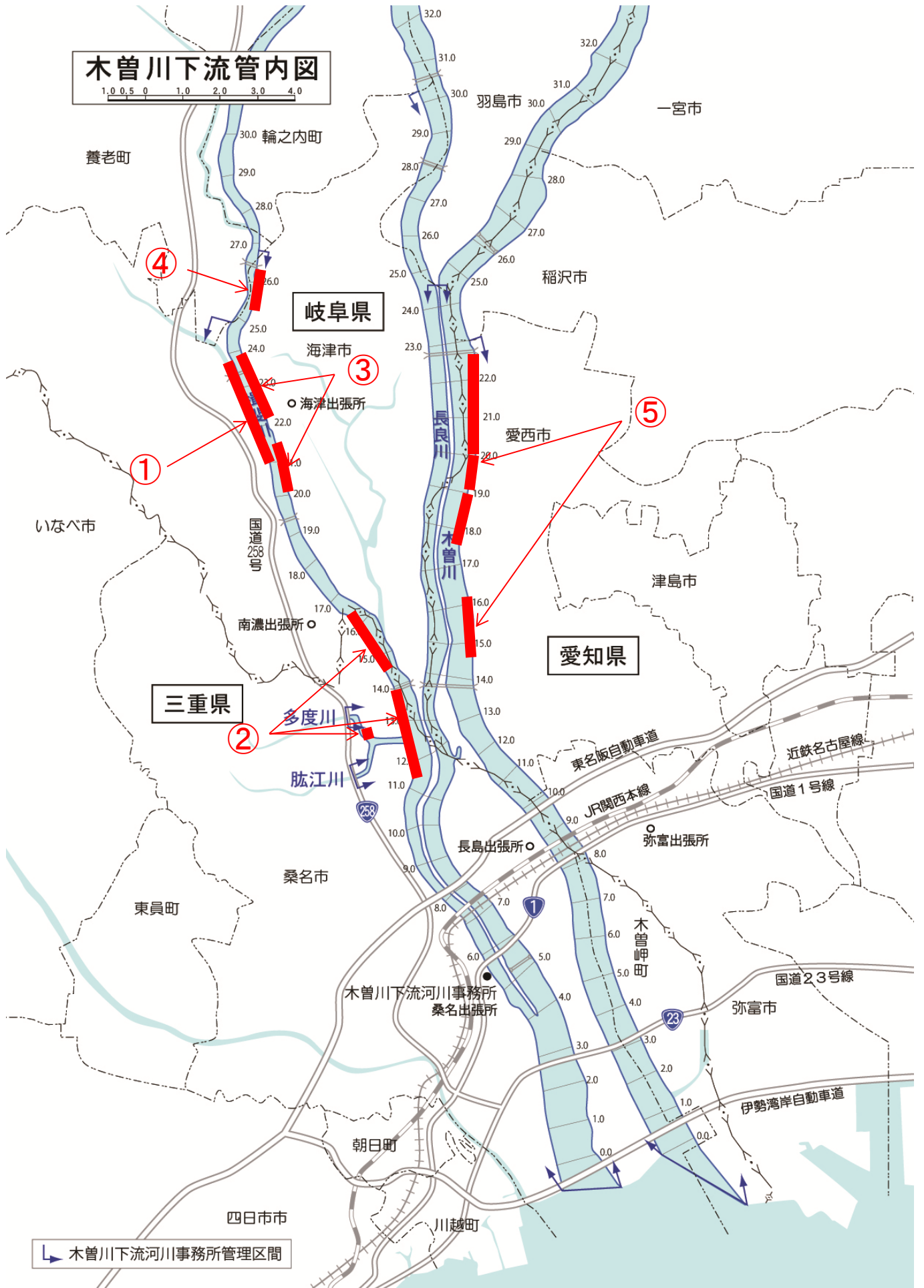
※上記以外に安全管理に関する事項があれば記載する。

※その他、伐採作業全体として特筆すべき事項があれば記載する。

以上

# 木曾川下流管内図

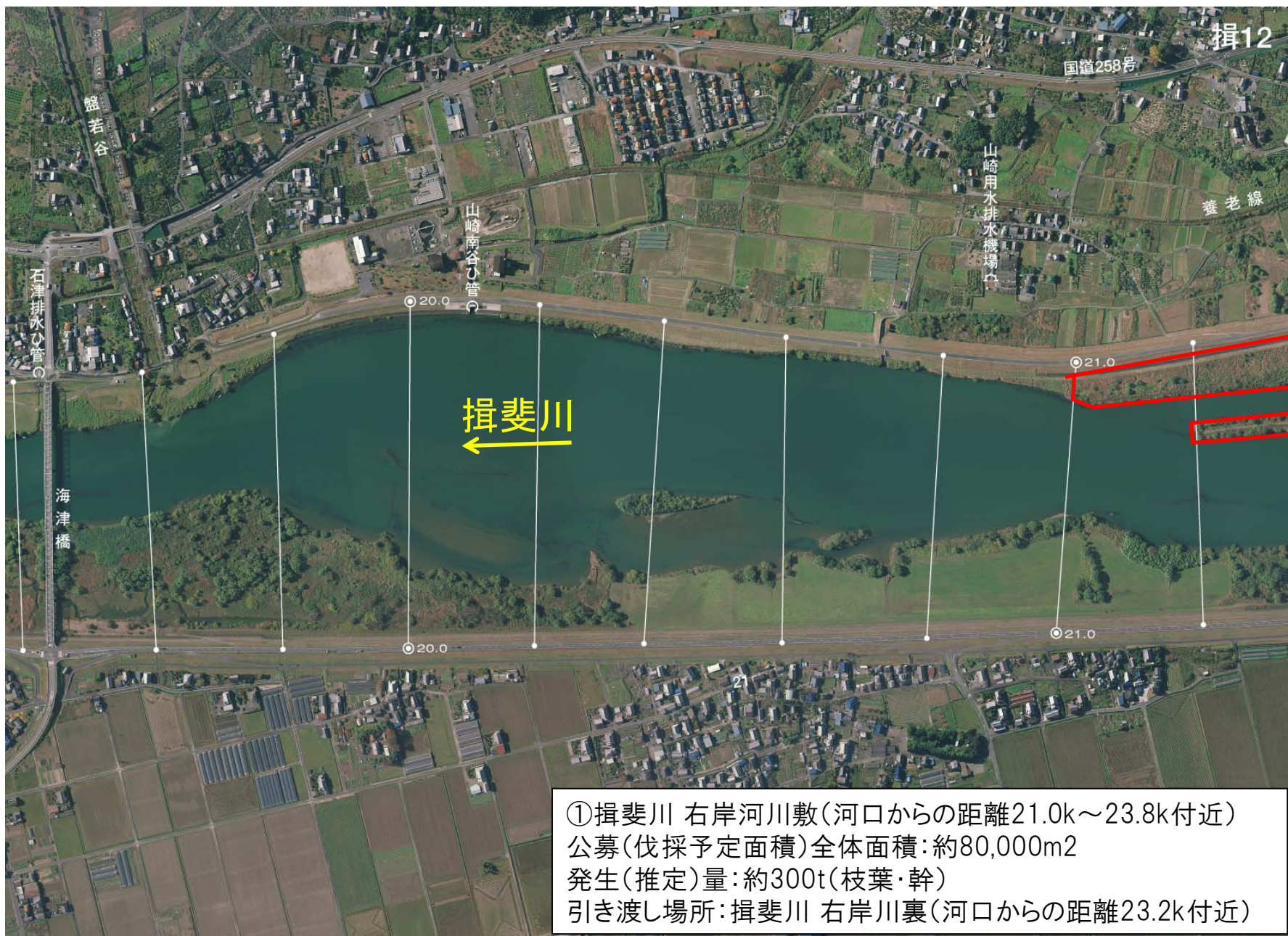
1.0 0.5 0 1.0 2.0 3.0 4.0



木曾川下流河川事務所管理区間

# 樹木伐採範囲① 航空写真

別添資料-1



①揖斐川 右岸河川敷(河口からの距離21.0k~23.8k付近)  
公募(伐採予定面積)全体面積:約80,000m<sup>2</sup>  
発生(推定)量:約300t(枝葉・幹)  
引き渡し場所:揖斐川 右岸川裏(河口からの距離23.2k付近)

# 樹木伐採範囲① 航空写真

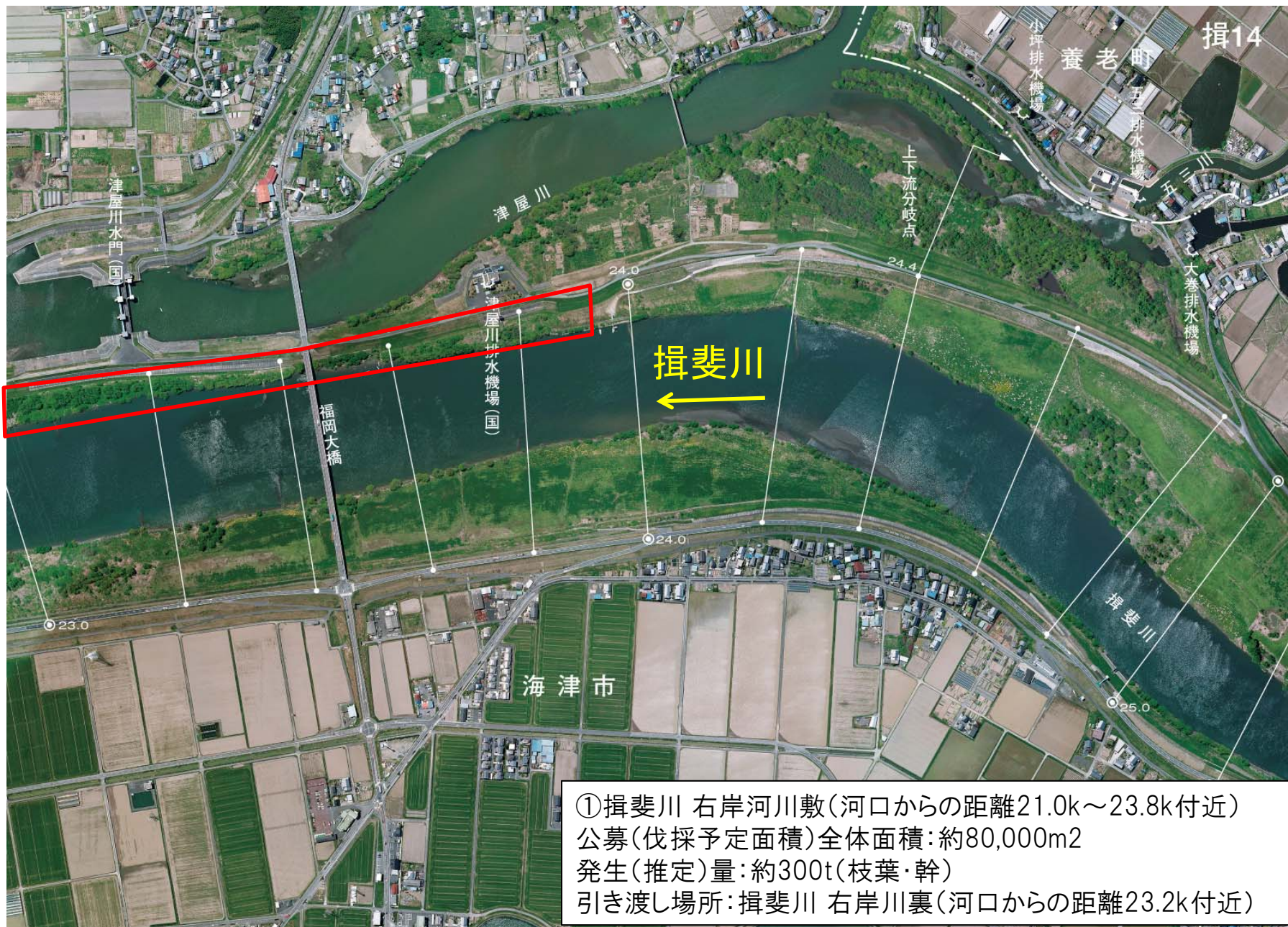
別添資料-2



①揖斐川 右岸河川敷(河口からの距離21.0k~23.8k付近)  
公募(伐採予定面積)全体面積:約80,000m<sup>2</sup>  
発生(推定)量:約300t(枝葉・幹)  
引き渡し場所:揖斐川 右岸川裏(河口からの距離23.2k付近)

# 樹木伐採範囲① 航空写真

別添資料-3





## 樹木伐採範囲② 航空写真

別添資料-4



# 樹木伐採範囲② 航空写真

別添資料-5



# 樹木伐採範囲② 航空写真

別添資料-6

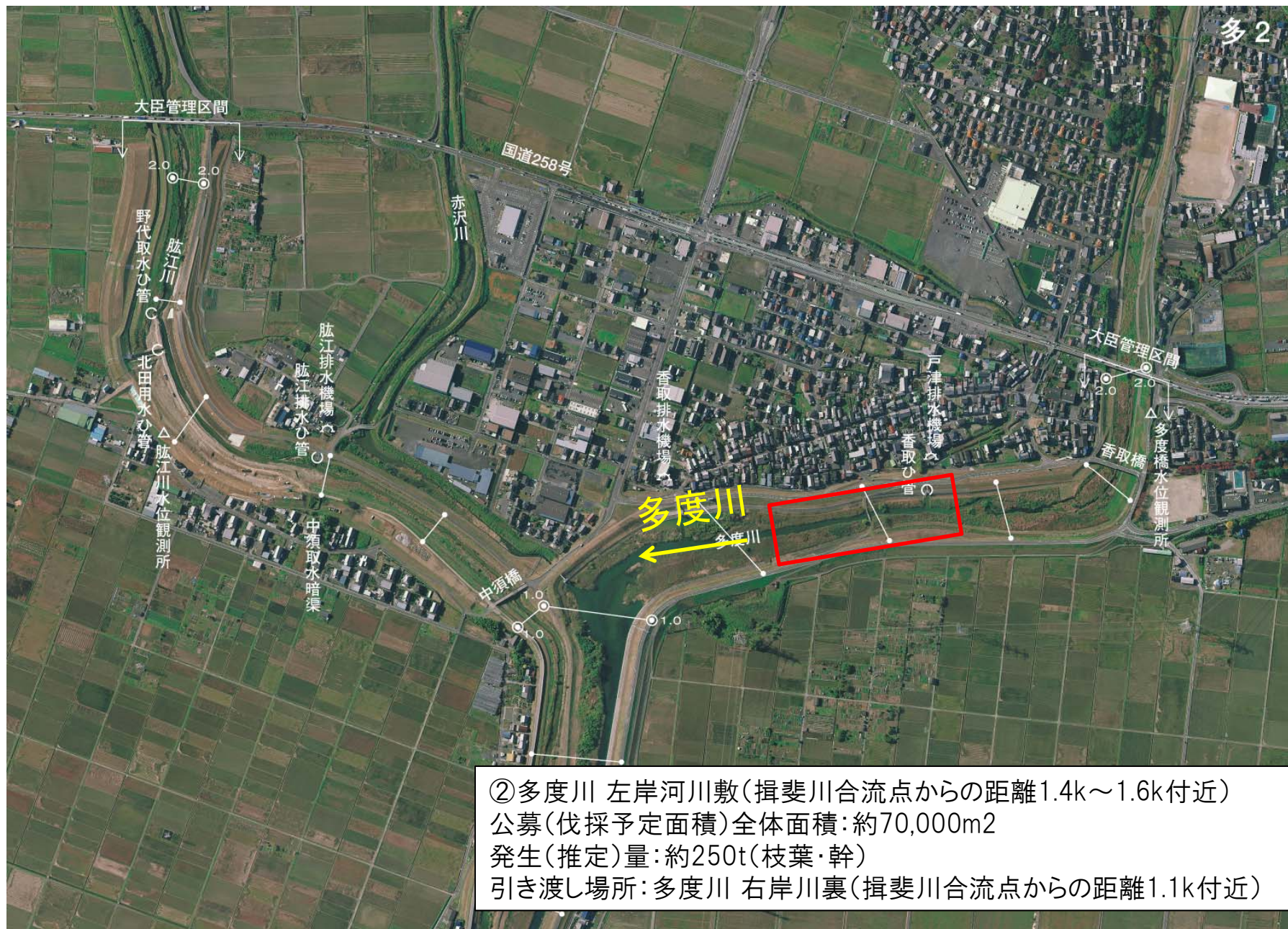


# 樹木伐採範囲② 航空写真

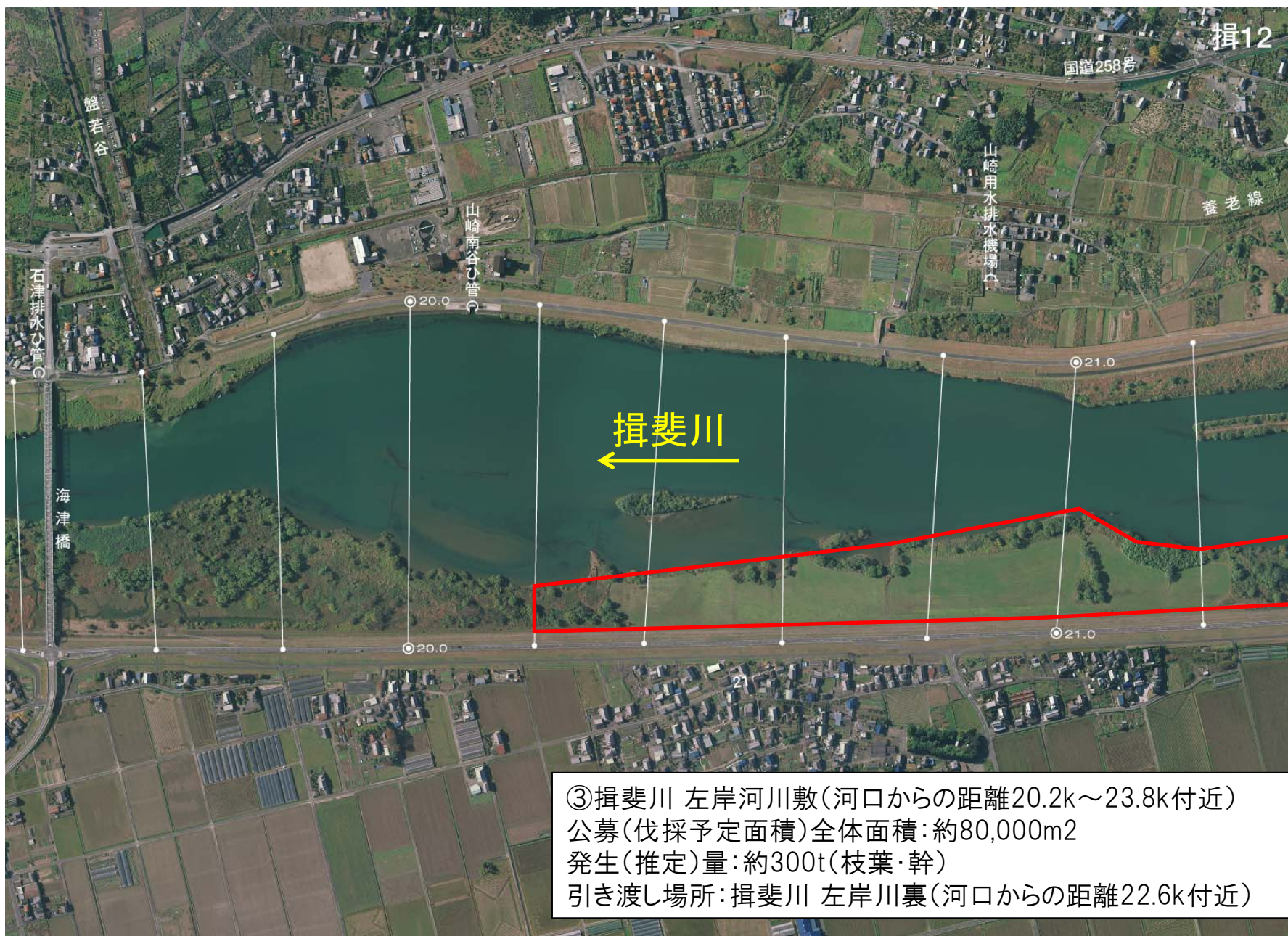
別添資料-7



# 樹木伐採範囲② 航空写真



# 樹木伐採範囲③ 航空写真



# 樹木伐採範囲③ 航空写真

別添資料-10



# 樹木伐採範囲③ 航空写真





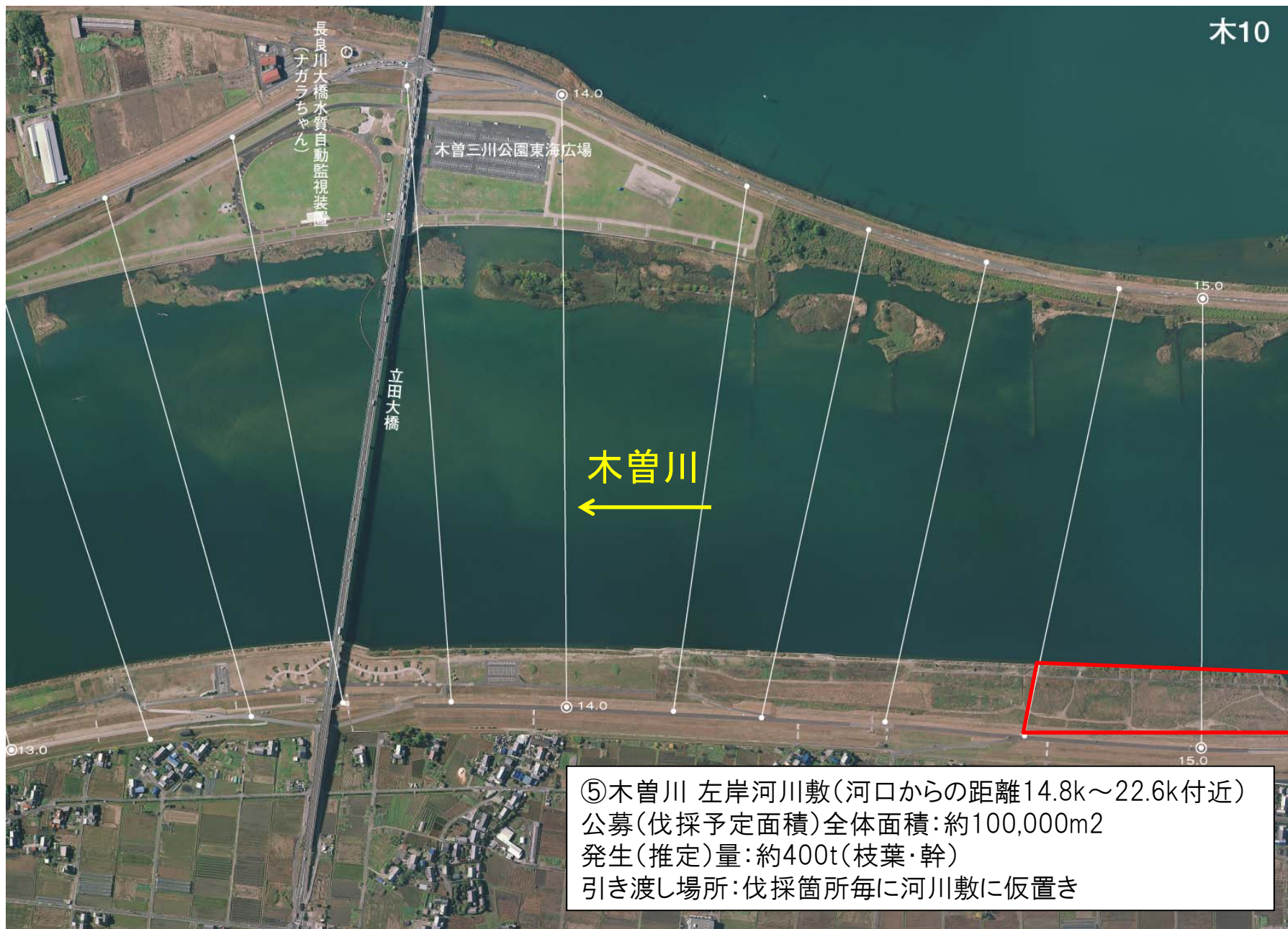
# 樹木伐採範囲④ 航空写真

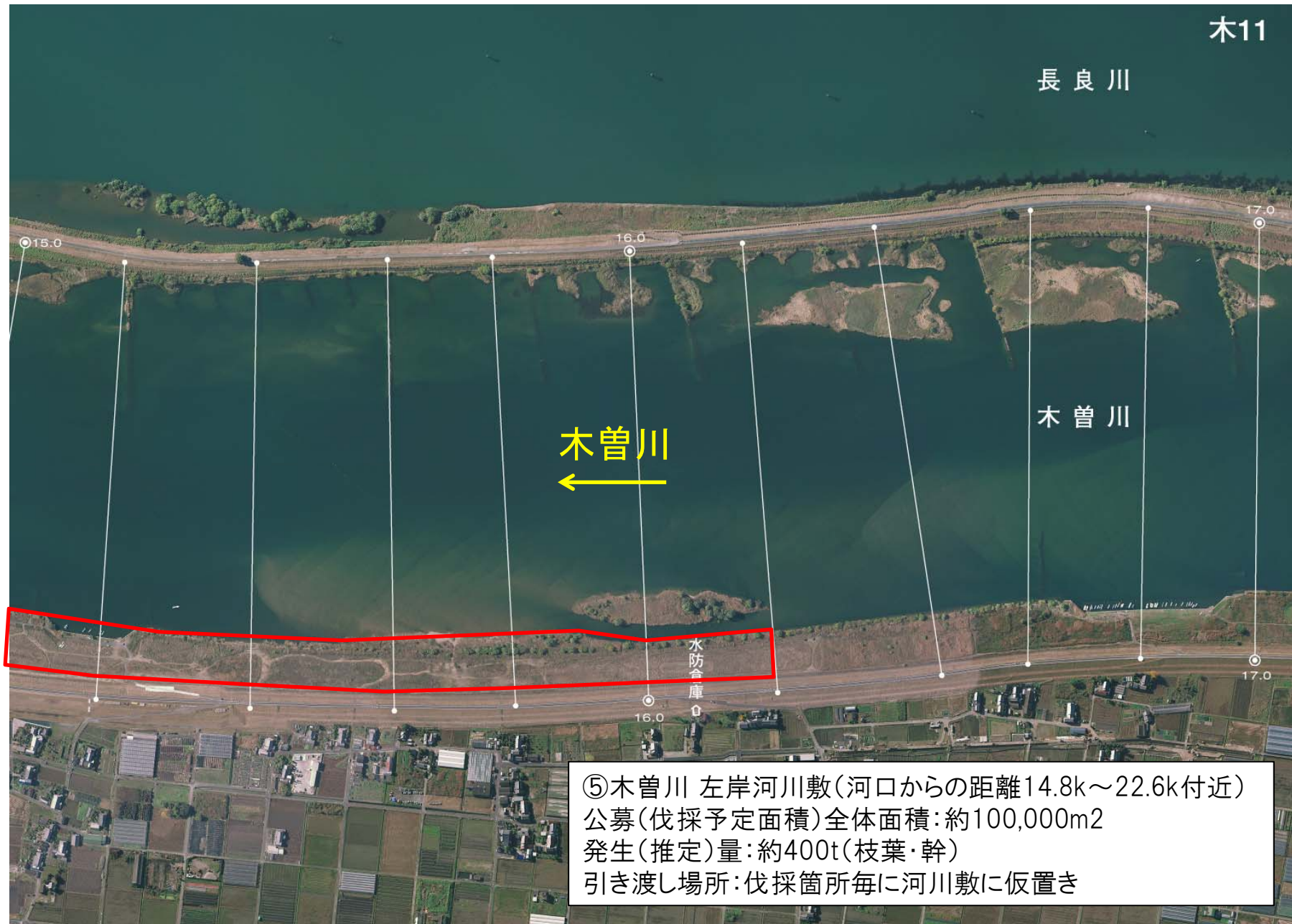
別添資料-12



# 樹木伐採範囲⑤ 航空写真

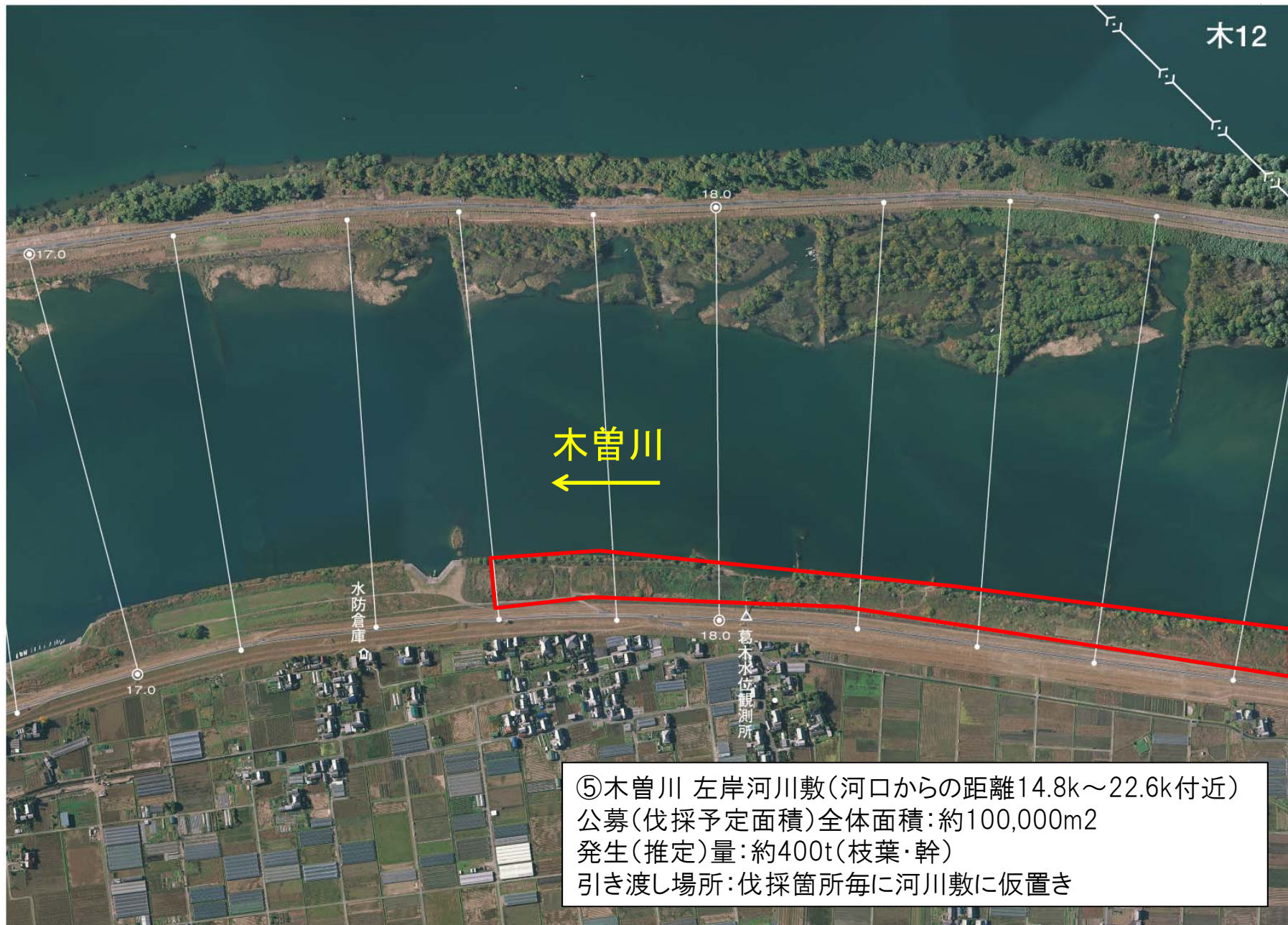
別添資料-13

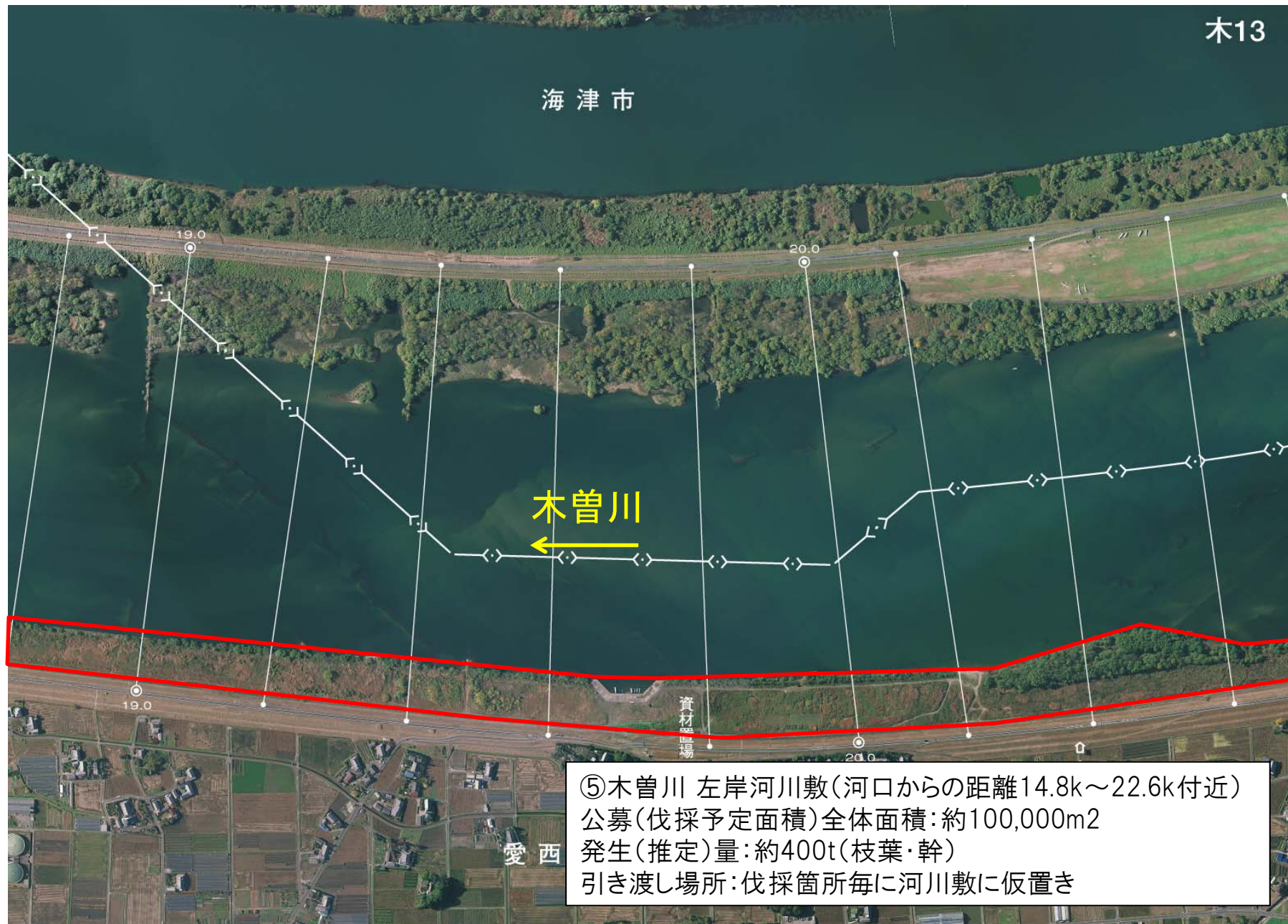




# 樹木伐採範囲⑤ 航空写真

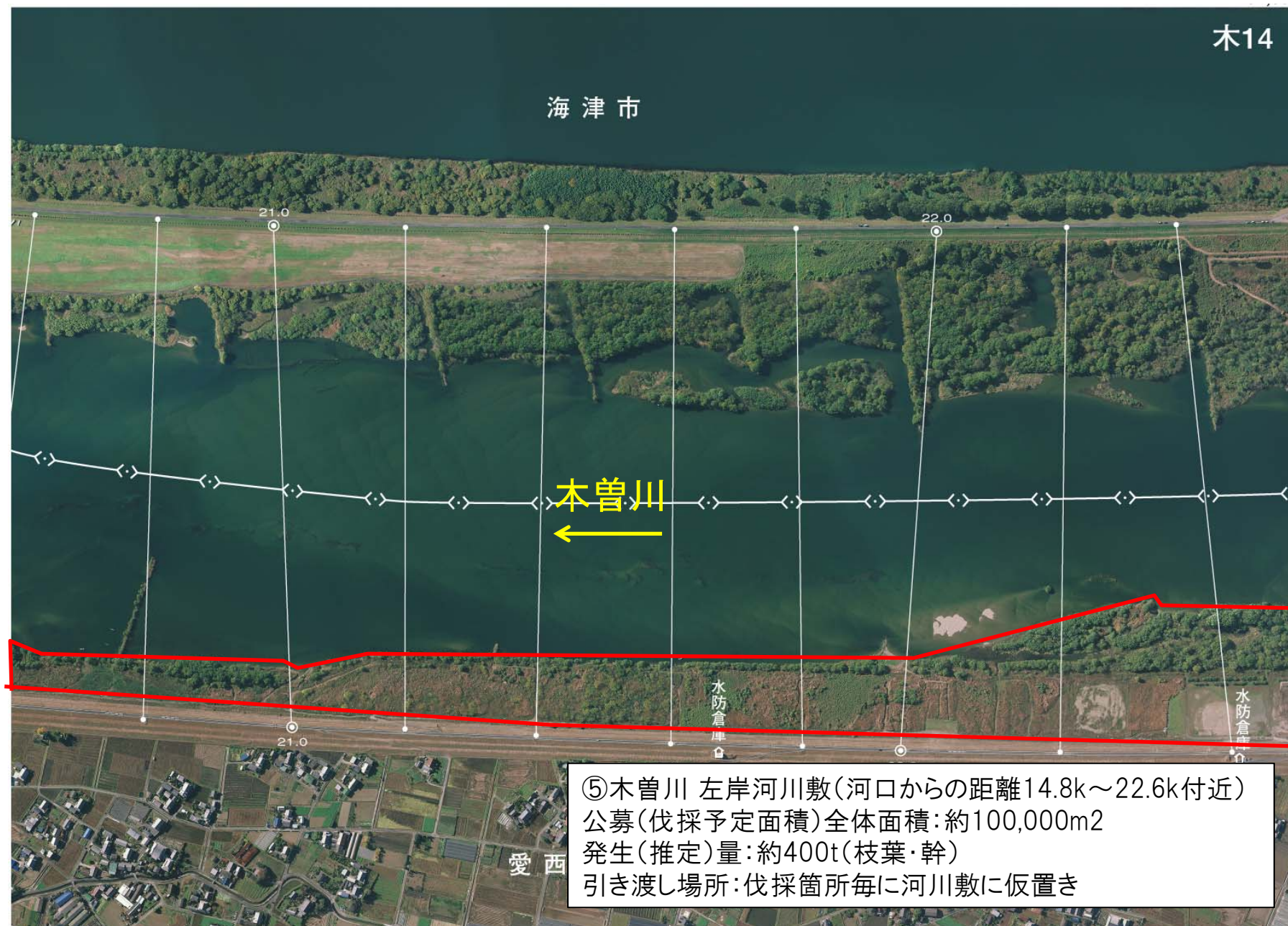
別添資料-15





# 樹木伐採範囲⑤ 航空写真

別添資料-17



# 引き渡し予定場所① 航空写真

別添資料-18



# 引き渡し予定場所② 航空写真





# 引き渡し予定場所③ 航空写真

別添資料-20

